
AMT/NEWSLETTER

Energy

2026 年 2 月

太陽光パネルのリサイクル制度に関する議論について (2026 年 1 月現在)

弁護士 大槻 由昭

Contents

- I. はじめに
- II. 太陽光パネルのリサイクル制度に関する議論状況
- III. おわりに

I. はじめに

所定の使用期間が経過した太陽光パネルのリサイクル制度についての議論が進行中である。以下、特に昨年(2025 年)以降の議論経過について概説する。

まず、太陽光パネルのリサイクル義務化については、2025 年中に、一定の具体的な制度論が議論されていた¹。具体的には、太陽光パネルのリサイクル制度のあるべき方向性について、経済産業省および環境省のワーキンググループ²(以下「本 WG」という。)による議論が行われ、2025 年 3 月 28 日付で同グループによる取りまとめ文書として「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について」(以下「2025 年ロードマップ文書」という。)が公表されていた³。

しかし、その後、政府内での検討において、自動車や家電製品のリサイクルなどの他の製品のリサイクル制度との整合性等の観点から、太陽光パネルのリサイクル制度化の構想は、いったんは中止の結論に至った⁴。

このほど、上記のような 2025 年中の動きを踏まえて、2026 年 1 月 23 日に、本 WG の第 10 回の会合が開催されている⁵。本稿においては、本 WG の第 10 回の会合において提示がされた、「太陽光パネルのリサイクル制度について」(資料 1)と題する資料(以下「第 10 回事務局資料」という。)⁶の内容を中心に、概説する。

¹ https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins12_pdf/250501.pdf を参照。

² 正式名称は、「産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会 循環型社会部会 太陽光発電設備リサイクル制度小委員会 合同会議」。

³ https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/resource_circulation/solar_power_generation/pdf/20250328_1.pdf

⁴ <https://project.nikkeibp.co.jp/ms/atcl/19/news/00001/05260/?ST=msb>

⁵ https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/resource_circulation/solar_power_generation/010.html

⁶ https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/resource_circulation/solar_power_generation/pdf/010_01_00.pdf

II. 太陽光パネルのリサイクル制度に関する議論状況

(1) 2025 年ロードマップ文書における制度構想(概略)

今次の第 10 回事務局資料の分析に先立って、2025 年ロードマップ文書におけるリサイクル制度の構想について、以下、簡略に振り返ることとする。

2025 年ロードマップ文書では、リサイクルの主体に関し、基本的な方向性として、①廃棄物等を排出する者が、その適正な処理に関する責任を追うべきだという、いわゆる「排出者責任」の考え方と、②生産者が、生産・使用段階だけでなく、その生産した製品が使用され廃棄された後においても、当該製品の適正な再資源化や処分について一定の責任を負うという、いわゆる「拡大生産者責任」の考え方の二つの方向性を示していた。具体的には、以下のとおりである。

まず、①「排出者責任」の考え方から、太陽光パネルの取り外しを自ら行う所有者または所有者から取り外しを請け負った解体・撤去業者が「排出者」に該当するとして、パネルの取り外し等にかかる費用については、太陽光パネルの所有者(太陽光事業者または解体事業者)の負担とすべきとされていた。

他方で、②「拡大生産者責任」の考え方については、廃棄時に製造業者が不存在となる可能性があることなどから、製造業者を原則的な再資源化費用の負担者としつつ、特に海外の製造業者の場合は、輸入業者に対して、当該費用の負担を求めるなどとしていた⁷。

(2) 第 10 回事務局資料における提言

2025 年ロードマップ文書による提言に対して、今次の第 10 回事務局資料では、上記(1)に記載した「排出者責任」や「拡大生産者責任」の考え方に関して、一定の方向性の修正が図られている。

すなわち、「新たな法制度案」として、「使用済太陽光パネルの排出等をしようとする者」を、リサイクルの取組の主体として位置付けている⁸。これは、上記の「排出者責任」の考え方を踏襲しているものと理解される。

他方、リサイクルの主体となるパネル排出者のうち、「収益事業において使用した使用済太陽光パネルの排出等をしようとする者」⁹(以下「収益事業使用パネル排出者」という。)について、国が判断基準を定めた上で、かかる判断基準の遵守を求めるとともに、当該判断基準に基づく指導や助言の対象とする構想が提示されている。

さらに、上記の収益事業使用パネル排出者のうち、「多量の使用済太陽光パネルの排出等をしようとする者」(以下「多量パネル排出者」という。)に限定して、国が定める判断基準の遵守義務やその指導・助言のみならず、排出実施計画の届出義務や、届出にかかる勧告や命令の対象とする構想が示されている¹⁰。

⁷ 2025 年ロードマップ文書 6 頁

⁸ 第 10 回事務局資料 11 頁以降

⁹ 具体的には、太陽光発電事業者、工場・事業所に太陽光パネルを設置する事業者、住宅の屋根に設置した太陽光パネルを用いて売電する者等を想定するとされる(第 10 回事務局資料 11 頁の図中の太字部分)。

¹⁰ 第 10 回事務局資料 11 頁

これらの提言内容を図示すると、以下のとおりである。

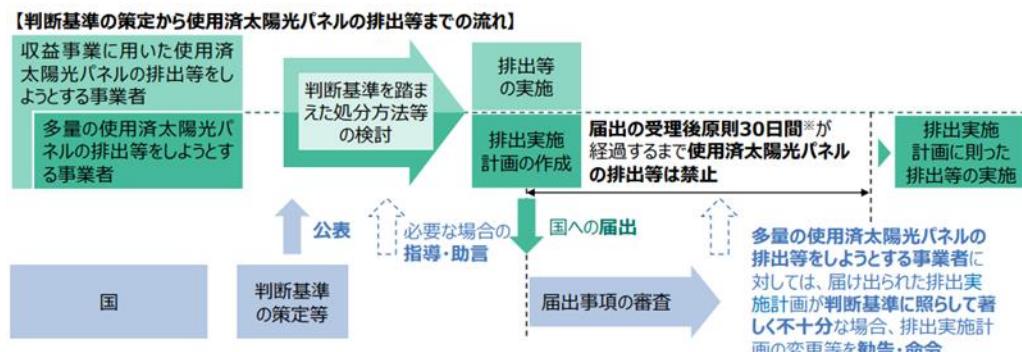
措置対象者の分類	対象となる規制措置等				
	リサイクルの取組に 係る責務	判断基準に 基づく 取組の実施	判断基準に 基づく 指導・助言	排出実施 計画の 届出義務	届出に係る 勧告・命令
① 使用済太陽光パネルの排出等※をしようとする者 (太陽光発電設備の解体・撤去及び廃棄を自ら行う者又は解体業者等に発注する者)	○	—	—	—	—
② ①のうち、収益事業において使用した使用済太陽光パネルの排出等を しようとする者（太陽光発電事業者、工場・事業所に太陽光パネルを設 置する事業者、住宅の屋根に設置した太陽光パネルを用いて売電する者 等を想定）	○	○	○	—	—
③ ②のうち、多量の使用済太陽光パネルの排出等をしようとする者 (多量に排出等をする太陽光発電事業者等を想定)	○	○	○	○	○

※「排出等」とは、排出又は太陽光発電設備からの取り外しに係る工事若しくは作業の発注をいい、他の者から当該工事又は作業を受注して行う排出を除く。本資料を通じて同様。

出典:第 10 回事務局資料 11 頁

上記のように、今次の本 WG の第 10 回会合における提言においては、従前の 2025 年ロードマップ文書では議論がされていなかった、収益事業使用パネル排出者や多量パネル排出者といった新たな概念の導入、すなわち、太陽光パネルの排出者間での区分(色分け)が提言されていることが特徴的である。今後、「収益事業」の定義範囲や、「多量の」の数値基準などが議論の対象となるのではないかと想定がされる。

なお、多量パネル排出者にかかる排出実施計画の届出義務や、勧告や命令の手順フローについては、以下の図がわかりやすい。



出典:第 10 回事務局資料 13 頁

以上で見たように、今次の本 WG の第 10 回会合での提言は、2025 年ロードマップ文書で示されていた「排出者責任」の考え方を踏襲した上で、さらに「排出者」概念に色分け(区分)を施すことで、適正なリサイクル義務の主体を定めようとする方向性と理解される。

他方、「拡大生産者責任」の考え方については、今次の第 10 回事務局資料において、製造業者(海外製品の場合は、特に輸入業者。以下「製造業者等」という。)が、製品の情報を最も多く保有する立場にあることなどを指摘した上で、製造業者等に対しては、2025 年に改正法が成立した資源有効利用促進法の枠組みを利用し、製品の環境配慮設計や、リサイクルに必要な情報提供などを求める方針を提示している¹¹。これは、製造業者等に対して、再資源化費用(上記(1)参照)を求めるることとしていた、2025 年ロードマップ文書とは、方向性が異なる提言と理解される。

¹¹ 第 10 回事務局資料 18 頁、27 頁

III. おわりに

上記のとおり、太陽光パネルのリサイクル制度は、2025 年中の検討時点からの紆余曲折を経て、今まで、新たな方向へと進み出している。引き続き、太陽光パネルのリサイクルにかかる制度の本格化に向けた議論状況に注目していきたい。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 太槻 由昭 (yoshiaki.otsuki@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。